

# 業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

## 1 業務概要

- (1) 業務名 浜松市広報戦略策定に向けた現状分析及び広報活動支援業務
- (2) 履行期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市内
- (4) 目的 行政広報を通じて、市民が幸せを実感できるまちを実現するため※、浜松市の広報活動の現状の把握と課題の分析を行い、本市の広報戦略策定に向けた方針を定めるとともに、広報活動の伴走型支援も併せて行う。

※本市が認識している主な課題

- ・若者や女性に選ばれるまち、魅力を感じられるまちとなることが必要
- ・働こうとする人を呼び込むまち、住み続けたい思われるまちとなることが必要

## 2 業務内容

### (1) 広報活動の現状分析と課題抽出等

本市の広報活動全体を方向付ける戦略を策定するため、本市広報活動の現状分析と課題抽出を行い、戦略策定に向けた方針を定める。

#### ア 現状分析と課題抽出

##### (ア) 現状と課題の調査・分析

市職員、事業者等、本市の広報活動に関わる関係者へのヒアリングや市民を対象とした対面調査又は、アンケート調査等を実施し、広報活動の現状と課題を詳細に分析する。ただし、アンケート調査の場合、最低回答者数は500人とする。

#### イ 戦略策定に向けた方針の策定

##### (ア) 方針の策定

戦略策定に向けた基本的な考え方など方針を定める。

### (2) 広報活動へのアドバイス

本市の広報活動へのアドバイスを行う。

#### ア トップ広報による発信強化

##### (ア) トップ広報の発信に係るアドバイス

トップ広報の内容・方法を評価し、発信力、訴求力を高めるためのアドバイスを行う。

#### イ デジタル広報の強化

##### (ア) SNS活用推進

市政情報を発信するSNSの運用へのアドバイスに加え、市長の活動実績や首都圏向けの情報発信についてもアドバイスを行う。

##### (イ) 動画・インフォグラフィックに係るアドバイス

市民の理解を深めるための動画やインフォグラフィック等の視覚的なコンテンツに係るアドバイスを行う。

(3) 成果品

- ア 報告書（現状分析、課題、広報戦略策定に向けた方針を含む）
- イ その他、本業務遂行に必要な資料

3 本業務の今後の計画（予定）

令和8年度

- (1) 広報活動の現状分析と課題抽出等
- (2) 広報活動へのアドバイス

令和9年度

- (1) 広報戦略及び計画の策定、戦術の決定
  - ア 広報戦略の策定
  - イ 広報戦略を達成するための具体的な広報計画の策定
  - ウ 広報計画に基づいた効果的な広報戦術（メディア活用、SNS 運用など）の決定
  - エ 各戦術の実施スケジュールの明確化
- (2) 実行
  - ア 広報計画に基づいた各広報戦術の実行
- (3) 組織能力の向上（職員研修の企画・実施）

令和10年度

- (1) 実行・評価
  - ア 広報計画に基づいた各広報戦術の実行
  - イ KPIに基づいた広報活動の効果の定期的な測定・評価
  - ウ 評価結果に基づいた広報計画・戦術の改善及び修正

特 記 事 項 本市が上記3に示す、本業務の今後の計画（予定）について、来年度以降も継続して委託する必要があると判断した場合には、本件業務の受託者の同意を得た上で、令和9年度及び令和10年度について、本件業務の受託者と業務委託契約を再度締結することができるものとする。

4 支払い

業務委託料の支払いは、委託者と協議して決定する

5 その他

- (1) 本委託における成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、次年度以降も浜松市に帰属する）。受託者は成果品について著作人格権の行使をしないものとする。
- (2) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (3) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏えいすることの無いように、情報の管理に万全

の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。

- (4) 本業務の実施に当たって、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係各所との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (5) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。